

【重要事項説明書】

（事業の目的）

第1条 医療法人社団生和会が開設する福山リハビリテーション病院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）の依頼を受け、その心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なうとともに、利用者が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行なうことを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス・介護保険サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また、医療機関、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めるものとする。
 3. 指定居宅介護支援の提供開始に際し、利用者が事業者に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。
利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。

（事業所の概要）

第3条 事業所の名称及び所在地等は次の通りとする。

法人名	医療法人社団 生和会
事業所名	福山リハビリテーション病院居宅介護支援事業所
代表者	木村 浩彰
所在地	広島県福山市明神町二丁目 15 番 41 号
事業者指定番号	3471509889
管理者 連絡先	管理責任者 栗子 伸江 084-916-5501
サービス提供地域	福山市内

（事業所の職員体制）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種・員数は次の通りとする。

職 種	従事するサービス種類・業務	人員
管理責任者	職員管理及び業務管理	1名（兼務）
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	3名以上（専従）

（営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

区分	平日	土曜日	日・祝日
営業時間	8:30～17:30	8:30～12:30	休日

（指定居宅介護支援の提供方法）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

指定居宅介護支援は、利用者及びその家族、或いは利用者の後見人に対して、本規程及び利用申し込み（事業者の種類、事業者の選択と自己決定の参考となる文書を含む）書面を渡し、必要事項を説明し、居宅介護支援のサービス提供の同意を得て、契約を結び、本サービスを実施する。

2. 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室・利用者宅等
3. 使用する課題分析票の種類 福山リハビリテーション病院居宅アセスメント様式
4. サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室・利用者宅等
5. 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低1回以上／月
6. 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - ア. 介護認定の代行申請
 - イ. アセスメント
 - ウ. 居宅サービス計画作成
 - エ. サービス担当者会議の招集・開催・照会
 - オ. サービス調整
 - カ. モニタリング
 - キ. その他居宅介護支援に係わる相談、情報提供、支援
 - ク. 支援経過の記録整備

（事故発生時の対応）

第7条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業実施地域）

第8条 事業所の通常の事業実施地域は福山市内とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

2. 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。ただし自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートルあたり20円を実費として徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は、記名押印を受けることとする。

1. 指定居宅介護支援の利用料

(介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要はありません。)

居宅介護支援費(Ⅰ)

要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が44件未満の場合	居宅介護支援費ⅰ 10,860円	居宅介護支援費ⅰ 14,110円
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45件以上60件未満の場合において、	居宅介護支援費ⅱ 5,440円	居宅介護支援費ⅱ 7,040円
介護支援専門員1人当りの利用者の数が60以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費ⅲ 3,260円	居宅介護支援費ⅲ 4,220円

*当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減算することとなります。

居宅介護支援費(Ⅱ)データ連携システムの活用かつ事務職員を配置している事業所

要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が50件未満の場合または50件以上の場合で、50件未満の部分	居宅介護支援費ⅰ 10,860円	居宅介護支援費ⅰ 14,110円
介護支援専門員1人当りの利用者の数が50件以上の場合で、50件以上60件未満の部分	居宅介護支援費ⅱ 5,270円	居宅介護支援費ⅱ 6,830円
介護支援専門員1人当りの利用者の数が50件以上の場合で、60件以上の部分	居宅介護支援費ⅲ 3,160円	居宅介護支援費ⅲ 4,100円

加算	加算額	算定回数等
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	介護支援専門員が病院または診療所に対し入院当日に情報提供をおこなった場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円	介護支援専門員が病院または診療所に対し入院後 3日以内に情報提供をおこなった場合
退院・退所加算	<カンファ無> 1回 4,500円 2回 6,000円 <カンファ有> 1回 6,000円 2回 7,500円 3回 9,000円	退院・退所前に病院・施設等を訪問し、必要な情報収集をおこなった場合（入院期間中3回まで）ただし、連携3回算定できるのはそのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加してケアプランを作成・調整を行った場合に限る
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの利用調整を行った場合（月に2回まで）
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師や歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービスに記録した場合（月1回まで）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	医師が回復の見込みがないと判断し、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
特定事業所加算（Ⅰ） 特定事業所加算（Ⅱ） 特定事業所加算（Ⅲ） 特定事業所加算（A）	5,190円 4,210円 3,230円 1,140円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	退院退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行くとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している事業所

*2025年12月以降の指定居宅介護支援の利用料・加算については、介護報酬改定等で厚生労働大臣が定める金額を算定します。

（苦情・ハラスメント処理）

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
4. 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の適正化）

第12条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

（事業継続計画）

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第14条 感染症予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を

協議し、対応指針等の作成を行い、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図る為、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 介護支援専門員現任研修・更新研修
 - (2) 福山市地域包括支援センターの開催する研修
 - (3) その他
2. 従業者は職務上知り得た秘密を保持する。また従業者でなくなった後も、これらを保持させる為、雇用時、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 3. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間は保存するものとする。
 4. この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団生和会及び法人本部と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します

相談窓口	電話番号	084-916-5501
	FAX番号	084-916-5511
	相談員(責任者)	栗子 伸江
	対応時間	8:30~17:30(月~金) 8:30~12:30(土)
	24時間対応電話番号	080-3470-8161

○公的機関においても、次の機関に苦情の申し立てが出来ます。

市町村介護保険 相談窓口	所在地	福山市東桜町3番5号
	電話番号	084-928-1166
	FAX番号	084-973-1370
	対応時間	8:30~17:15
広島県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	広島中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	082-554-0782
	FAX番号	082-511-9126
	対応時間	8:30~17:15